

東証の反社会的勢力排除 に向けた上場制度整備等

制度調査部
金本 悠希

体制整備について、コーポレート・ガバナンス報告書で開示

【要約】

- 2008年2月、東京証券取引所は、反社会的勢力排除に向けた上場制度の整備等に関する規則改正を行った。改正内容は、すでに2月6日から施行されている。
- 改正内容では、反社会的勢力の排除に向けた対応が取られており、企業行動規範で規定され、コーポレート・ガバナンス報告書で開示を行うこととされた。
- また、非上場会社が上場会社を吸収合併して上場する場合等のテクニカル上場において、新たに上場した会社が、テクニカル上場以前に上場していた会社が受けていた開示注意銘柄指定などの措置を引き継ぐことが明確化された。

1. はじめに

- 2008年5月、大阪証券取引所は反社会的勢力排除に向けた体制整備等に関して、関連諸規則の一部を改正した¹。
- 一方、東京証券取引所（以下、東証）は、すでに2008年2月に、「反社会的勢力排除に向けた上場制度及びその他上場制度の整備に伴う有価証券上場規程等の一部改正について」を公表²し、同様の規則改正を含む規則改正を行っている（施行は2008年2月6日から）。
- この改正の概要は以下のとおりである。

①反社会的勢力の排除に向けた対応

- a. 企業行動規範への規定等
- b. コーポレート・ガバナンスに関する報告書における開示
- c. 確認書制度の導入

②テクニカル上場時における引継ぎ制度の整備

③企業グループの構造が特殊な会社への対応

- 本稿では、以上について説明する。

¹ 拙稿「大証の企業行動規範違反に対する警告制度の導入等」（2008年5月28日付 DIR 制度調査部情報）参照。

² 東証 HP (http://www.tse.or.jp/rules/regulations/080204_a1.pdf) 参照。

2. 反社会的勢力の排除に向けた対応³

(1) 企業行動規範での規定等

○2月の改正では、企業行動規範に、「上場会社は、反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備及び個々の企業行動に対する反社会的勢力の介入防止に努める」旨が規定された（有価証券上場規程 444 条）。

○これに関して、反社会的勢力排除に向けた上場審査の観点について明確化が図られた。具体的には、以下の項目が上場審査の検討項目に追加された（上場審査等に関するガイドラインⅡ6(3)）。

新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること

(2) コーポレート・ガバナンスに関する報告書における開示

○2月の改正では、上場内国株券等の発行者等⁴は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の開示項目のひとつである「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の一環として、反社会的勢力排除に向けた体制整備についての開示を行うものとされた（有価証券上場規程 204 条 12 項、有価証券上場規程施行規則 211 条 6 項）。

(3) 確認書制度の導入

○東証の有価証券上場規程には、上場廃止基準として、「不適当な合併等」を行った場合が規定されている（有価証券上場規程 601 条 9 号）。

○「不適当な合併等」とは、たとえば、上場会社が非上場会社に対して、非上場会社を実質的な存続会社とする吸収合併を行った場合で、3年以内に上場基準に準じた基準に適合しない場合等が含まれる（有価証券上場規程施行規則 601 条 8 項 6 号）。

○逆に言えば、この3年の猶予期間内に、上場基準に準じた基準に適合すれば、上場廃止には該当しないこととなる。

○この上場基準に準じた基準に適合するかどうかの審査は、上場会社からの申請に基づいて行われる。なお、申請が行われなければ、審査は行われず上場廃止となる（有価証券上場規程 605 条 2 項）。

○2月の改正では、この申請を行う上場会社は、幹事証券会社が作成した所定の「確認書」を提出することとされた（有価証券上場規程 605 条 3 項）。

³ なお、「上場制度総合整備プログラム 2007 のフォローアップ(2008 年度における実行計画)」（東証 HP(<http://www.tse.or.jp/about/press/080527s.pdf>))において、反社会的勢力が実質的に会社を支配していることが明らかな場合等を、公益又は投資者保護に関する上場廃止基準に該当する場合として例示することを検討するとされている。

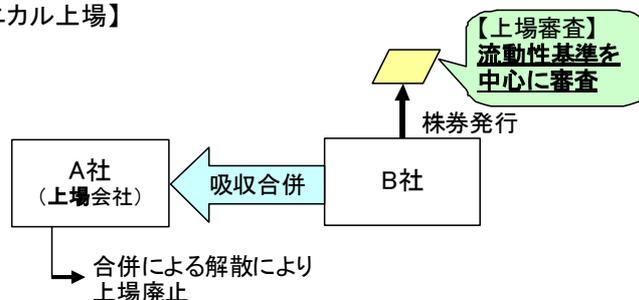
⁴ ほかに、東証を主たる市場とする上場外国株券等の発行者を含む。

3. テクニカル上場時における引継ぎ制度の整備

(1) テクニカル上場とは

○東証では、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合などに、その非上場会社が発行する株券については、上場廃止基準に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場が認められる。これをテクニカル上場という。

【テクニカル上場】



○具体的には、上場会社の合併による解散により上場廃止となる場合等に、存続会社等が発行する株券等については、以下の条件を満たす場合、テクニカル上場の上場審査が行われる(内国株券等の場合)(有価証券上場規程 208 条、209 条)。

- ①株券等が、上場時において、以下に該当しないこととなる見込みがあること
 - a. 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると東証が認める場合
 - b. 公益又は投資者保護のため、東証が当該銘柄の上場廃止を適当と認める場合
- ②上場後最初に終了する事業年度の末日までに、以下の全ての条件を満たす見込みがあること
 - a. 株主数が、400 人以上
 - b. 流通株式の数が、2,000 単位以上
 - c. 流通株式の時価総額が、5 億円以上
 - d. 流通株式の数が、上場株券等の数の 5%以上

○テクニカル上場の上場審査においては、以下の①～⑫の通常の上場審査基準のうち、①～⑦・⑫については審査が行われず、⑧～⑩について審査が行われる(有価証券上場規程 209 条)。

- ①株主数 (800 人以上)
- ②流通株式 (4000 単位以上、時価総額 10 億円以上、上場株券等の数の 30%以上)
- ③上場時価総額
- ④事業継続年数
- ⑤純資産の額
- ⑥利益の額又は時価総額
- ⑦虚偽記載又は不適正意見等
- ⑧株式事務代行機関の設置
- ⑨株券の様式
- ⑩株式の譲渡制限

⑪指定保管振替機関における取扱いに係る同意

⑫合併等の実施の見込み

(2)テクニカル上場時における引継ぎ制度の整備

○2月の改正では、テクニカル上場によって上場した会社は、以下の場合には、それぞれに定める事項を、原則として⁵テクニカル上場前の上場会社から引き継ぐということが、規則上明らかにされた（有価証券上場規程 706 条、有価証券上場規程施行規則 718 条）。

①改善報告書⁶の提出を求められている場合

—当該改善報告書の提出義務

②過去5年以内に改善報告書を提出している場合

—過去5年間における改善報告書の提出回数

③不適当な合併等に係る猶予期間に入っている場合

—当該猶予期間

④特設注意市場銘柄⁷、開示注意銘柄⁸に指定されている場合

—当該指定の状態（特設注意市場銘柄にあつては、当該指定期間における内部管理体制確認書の提出回数等を含む）

4. 企業グループの構造が特殊な会社への対応

(1)新規上場に係る継続性審査の明確化

○新規上場申請が行われた場合の上場審査では、その企業の継続性についても審査が行われる（有価証券上場規程 207 条 1 項 1 号）。

○2月の改正では、東証が新規上場申請者の企業グループの構造が特殊⁹だと認めた場合については、その構造が事業活動の遂行を著しく妨げるものでないかどうかを、新規上場の継続性審査において確認することが明確化された（上場審査等に関するガイドラインⅡ2. (3)a(b)）。

(2)リスク情報に関する報告書の提出等

⁵ 例外として、東証が適当でないと認める場合が定められている。

⁶ 上場会社が適時開示規則に基づく会社情報の適時開示等を適正に行わなかった場合に、改善の必要性が高いと東証が認めるときなどに、提出が求められる報告書。過去5年以内に改善報告書を2回提出している会社が改善報告書の提出を求められるような状況となった場合には、上場廃止となる（有価証券上場規程施行規則 601 条 9 項 2 号）。

⁷ 虚偽記載等の上場廃止基準に該当するおそれがあると東証が認めた後、それに該当しないと東証が認めた場合で、その上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときに指定される（有価証券上場規程 501 条）。特設注意市場銘柄指定中に内部管理体制確認書の提出を3回行った場合で、内部管理体制等に引続き問題があるときは、上場廃止となる（有価証券上場規程施行規則 601 条 9 項 4 号）。

⁸ 適時開示規則に基づく会社情報の開示を直ちに行わないと認められる場合において、その事実が開示されていないことを周知させる必要があるに指定される（有価証券上場規程 506 条）。

⁹ 東証は、「特殊な企業グループ形態としては、外資規制により、いわゆる規制業種に属する中国企業が海外上場する場合に見られる形態（当該企業グループが出資関係ではなく、主に契約関係により成り立っている状態）など」と説明している（東証 HP (<http://www.tse.or.jp/rules/comment/071127-jojo.pdf>) 参照。）。

○2月の改正では、企業グループの構造が特殊なものとして東証が認める新規上場申請者は、企業グループの構造に係るリスク情報に関して記載した報告書を新規上場承認時に提出することとされた。また、当該報告書を公衆の縦覧に供することに同意することとされた（有価証券上場規程204条12項）。

○また、この報告書の内容に変更が生じた場合には、その内容が軽微な場合を除き、その都度、修正するものとされた（有価証券上場規程419条の2）。

5. 施行日

○以上の改正は、既に2008年2月6日から施行されている¹⁰。

¹⁰ なお、施行日時点の上場会社は、反社会的勢力排除に向けた体制整備についての内容を反映したコーポレート・ガバナンスに関する報告書を、平成20年4月30日までに東証に提出することとされた。